

# 南山大学プロ野球研究会 規約

## 第一章 総則

第一条 本会は、南山大学プロ野球研究会と称する。

第二条 本会は、プロ野球に限らず野球全般に関する知識の向上と、会員相互の親睦を深めることを目的とする。

第三条 本会の会員は、第二条の目的に賛同した南山大学に在籍する学生で構成する。

## 第二章 活動

第一条 本会は、第一章第二条の目的を達成するため、観戦や部会などの活動を行う。

第二条 活動を行う上で、以下の点に注意する。

- 1 . 常に野球を愛すること。
- 2 . 野球賭博など、法令または条例に反する行為は禁止する。

## 第三章 会員

第一条 会員は、必要に応じて、会費を納めなければならない。

第二条 会員は、本人の意思で退部することができる。その際、特段の手続きは要しない。

## **第四章 役員**

第一条 第二章第一条の活動を行うため、役員として会長職を置く。

第二条 会長は会員の中から選出される。

第三条 会長の選出は、前会長からの委託によることを原則とする。但し、特段の事情があるときは、この限りでない。

## **第五章 細則**

第一条 本会の管理・運営等は、合議制によって行う。

第二条 会員は、本規約に従う義務を負う。

## **第六章 附則**

本規約の改正は、部会における過半数の者の支持によって承認される。  
本規約は平成21年2月1日より施行する。